

基本目的 9 行政機能が高くなる

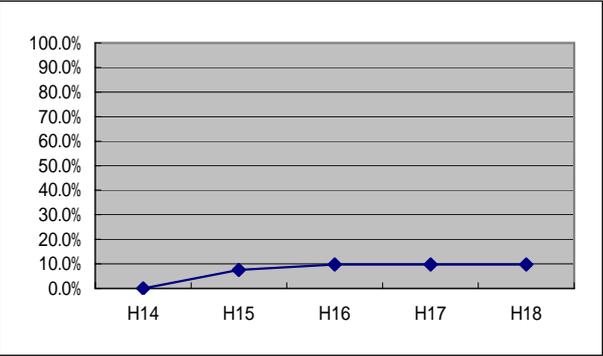
行動目標 9 - 2 公正で効率的な行政運営を行う (所管課名 税務理財部管財課)

任務 市有財産等の有効かつ適正な利用の促進を図る。

任務の成果・活動指標の推移

未活用宅地比率

H14実績	-
H15実績	7.5%
H16実績	9.7%
H17実績	9.8%
H18目標	9.8%



指標の説明

普通財産の宅地のなかで、無償、有償にかかわらず、活用されているものを除いて、遊休地が当該財産に占める割合とした。

任務に対する評価

これまでの取組と成果、手段の妥当性

平成16～17年度

公益上又は財政運営上不要又は不相当である普通財産については、庁内に情報の提供を行うことにより、行政財産として有効な活用や売却等を検討し、遊休地の発生の抑制を図り、適切な財産管理を推進した。

平成18年度

引き続き、社会的、経済的条件等を総合的に勘案し、現在保有する該当普通財産について、継続して保有することの是非を精査し、不要又は不相当のものについて、売払い等処分を行うなど、遊休地の縮小に努める。

これからの課題、施策等展開の方向性

公有財産台帳の整備
 ・普通財産(約230件)の現況及び活用状況を把握して、台帳の整備・充実を図る。台帳の活用により、利活用を推進するとともに、無償貸付等の基準を統一し、適正な管理に努める。
 ・行政財産についても、活用状況を管理者を介して把握し、台帳の充実を図るとともに、より適正な管理を指導する。